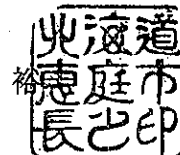


恵庭市営住宅施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第20号

恵庭市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市営住宅条例施行規則（平成9年規則第25号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第2条の5（略） （住宅の基準） 第2条の6（略） 2 住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第35条第1項第1号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準(ただし、市営住宅の借上げの場合は同法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5-1(3)の等級4の基準)を満たし、かつ、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備(敷地内に設置した太陽光発電も含む。)が設置されたものとする。 3～5（略） 第2条7～第2条の15（略）	第1条～第2条の5（略） （住宅の基準） 第2条の6（略） 2 住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項第1号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準(ただし、市営住宅の借上げの場合は同法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5-1(3)の等級4の基準)を満たし、かつ、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備(敷地内に設置した太陽光発電も含む。)が設置されたものとする。 3～5（略） 第2条の7～第2条の15（略）

現行	改正案
(入居できる者の特例) 第3条 (略) 2 前項第1号に該当する者が入居することのできる市営住宅の規模等は、<u>2K及び2DK並びに1LDKの間取りで、かつ、住戸専用面積が55平方メートル未満とする。ただし、市営住宅建替事業により入居する場合は、3DKの間取りで、かつ、住戸専用面積が55平方メートル以上であっても入居することができる。</u>	(入居できる者の特例) 第3条 (略) 2 前項第1号に該当する者が入居することのできる市営住宅の規模等は、<u>2K、2DK、3DK及び1LDKの間取り</u> _____とする。 _____ _____ _____
(条例第6条第1項第2号に規定する規則で定める金額) 第3条の2 条例第6条第1項第2号に規定する規則で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する以外の市営住宅(<u>改良住宅を除く。</u>)の場合 158,000円 (3) <u>条例第6条第1項第2号アに規定する改良住宅の場合</u> 139,000円 (4) <u>前3号に規定する以外の場合</u> 114,000円	(条例第6条第1項第2号に規定する規則で定める金額) 第3条の2 条例第6条第1項第2号に規定する規則で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する以外の市営住宅 _____ _____の場合 158,000円
第3条の3 (略) (入居の申込み及び決定) 第4条 条例第8条第1項に規定する入居の申込みは、市長が別に定める書面を添えて、恵庭市営住宅入居申込書(第1号様式)により行わなければならない。<u>この場合において、3LDKである市営住宅に入居の申込みをすることができる者は、同居しようとする親族が1人以上いる者とする。</u> 2・3 (略)	第3条の3 (略) (入居の申込み及び決定) 第4条 条例第8条第1項に規定する入居の申込みは、 _____恵庭市営住宅入居申込書(第1号様式)により行わなければならない。 _____ _____ _____ 2・3 (略)

現行	改正案
(優先入居者の資格) 第5条 条例第9条第3項の規定により市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる場合は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる要件を具備しているものとする。 (1) <u>20歳未満の子を扶養している寡婦 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある場合を含む。)</u>が死別し、又は離婚した女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者で、その者が<u>20歳未満の子を扶養し、かつその子と同居しようとする</u>こと。 (2)・(3) (略) (4) 老人 <u>その者及び同居しようとする者が60歳以上の者のみであること。</u> (5) 心身障害者等 <u>障害者基本法第2条に規定する障害者であること又は住宅以外の場所で生活を営んでいることその他の事由により緊急に住宅の手当てを必要としている者であること。</u>	(優先入居者の資格) 第5条 条例第9条第3項の規定により市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる場合は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる要件を具備しているものとする。 (1) <u>18歳未満の子を扶養している寡婦 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある場合を含む。)</u>が死別し、又は離婚した女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者で、その者が<u>18歳未満の子を扶養し、かつその子と同居しようとする</u>こと。 (2)・(3) (略) (4) 老人 <u>60歳以上の者で、次のいずれかに該当するものであること。</u> ア <u>同居し、又は同居しようとする者がいない者</u> イ <u>同居し、又は同居しようとする者の全てが次に掲げる者に該当する者</u> (ア) <u>配偶者(内縁関係の配偶者を含む。)</u> (イ) <u>18歳未満の者</u> (ウ) <u>60歳以上の者</u> (エ) <u>障害者手帳又は療育手帳を所持していないが、障害年金を受給している者</u> (5) 心身障害者等 <u>次のいずれかに該当する者であること</u> ア <u>心身障害者 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)から(エ)までに掲げる障害の</u>

現行	改正案
第5条の2～第7条 (略) (入居の承継の承認)	<u>種類に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの</u> <u>(ア) 身体障害 第3条第1項第1号ウ(ア)に規定する程度</u> <u>(イ) 精神障害 第3条第1項第1号ウ(イ)に規定する程度</u> <u>(ウ) (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度</u> <u>(エ) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者であって、その障がい^イの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの</u> <u>イ 子育て世帯 未就学児を扶養し、かつその子と同居しようとする者。</u> <u>ウ 大家族世帯 5人以上の世帯又は18歳未満の子を3人以上扶養し、かつその子と同居しようとする者。</u> <u>エ DV被害者 婦人相談所の一時保護又は婦人保護施設の保護を受けている者又は終了した日から5年を経過していない者又は裁判所に申し立てを行い、保護命令が発令された日から5年を経過していない者</u> <u>オ 犯罪被害者 次の(ア)又は(イ)に該当する者</u> <u>(ア) 犯罪の影響により収入が著しく減少し、現に居住している住宅に居住し続けることが困難となった者</u> <u>(イ) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となった者</u> 第5条の2～第7条 (略) (入居の承継の承認)

現行	改正案
第8条 (略) 2 条例第16条第2項の規定により市長の承認を得ることができる者の範囲は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第11条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 (略)	第8条 (略) 2 条例第16条第2項の規定により市長の承認を得ることができる者の範囲は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第12条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 3 (略)
第9条～第11条 (略)	第9条～第11条 (略) (改良住宅の家賃) 第11条の2 <u>改良住宅の毎月の家賃は、毎年度、条例第17条第4項の規定により市長が認定した収入(同条第5項の規定により当該認定を更生した場合には、その更生後の収入。)に基づき、条例第18条第4項に規定する算出方法により算出した額(以下この条において「家賃の限度額」という。)以下で、政令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、市長が条例第33条の規定による請求を行ったにもかかわらず、改良住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該改良住宅の家賃は、家賃の限度額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</u> (改良住宅の割増賃料) 第11条の3 <u>収入超過者として認定された改良住宅の入居者は、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に改良住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、家賃のほかに割増賃料を支払わなければならない。</u> 2 <u>改良住宅の割増賃料の額は、条例第17条第4項の規定により市長が認定した収入に基づき、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第</u>

現行	改正案						
第12条～第53条 (略) 別表 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>恵央団地</td><td>恵庭市恵央町9番1、<u>恵央町12番</u>、<u>恵央町15番</u>、<u>恵央町16番</u>、<u> </u>、恵央町17番、恵央町18番<u> </u></td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>		名称	位置	恵央団地	恵庭市恵央町9番1、 <u>恵央町12番</u> 、 <u>恵央町15番</u> 、 <u>恵央町16番</u> 、 <u> </u> 、恵央町17番、恵央町18番 <u> </u>	(略)	
名称	位置						
恵央団地	恵庭市恵央町9番1、 <u>恵央町12番</u> 、 <u>恵央町15番</u> 、 <u>恵央町16番</u> 、 <u> </u> 、恵央町17番、恵央町18番 <u> </u>						
(略)							
第12条～第53条 (略) 別表 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>恵央団地</td><td>恵庭市恵央町9番1、<u>恵央町12番5</u>、<u>恵央町15番1</u>、<u>恵央町16番1</u>、<u>恵央町16番4</u>、恵央町17番、恵央町18番、<u>26番5</u>、<u>26番6</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table>		名称	位置	恵央団地	恵庭市恵央町9番1、 <u>恵央町12番5</u> 、 <u>恵央町15番1</u> 、 <u>恵央町16番1</u> 、 <u>恵央町16番4</u> 、恵央町17番、恵央町18番、 <u>26番5</u> 、 <u>26番6</u>	(略)	
名称	位置						
恵央団地	恵庭市恵央町9番1、 <u>恵央町12番5</u> 、 <u>恵央町15番1</u> 、 <u>恵央町16番1</u> 、 <u>恵央町16番4</u> 、恵央町17番、恵央町18番、 <u>26番5</u> 、 <u>26番6</u>						
(略)							

128号)第13条の2第1項の規定により読み替えて準用される公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の政令第6条の2第2項に規定する額(以下この条において「割増賃料の限度額」という。)以下で、政令第8条第2項に規定する方法の例により算出した額から前条に規定する家賃の額を控除した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、市長が条例第33条の規定による請求を行ったにもかかわらず、改良住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該改良住宅の割増賃料は、割増賃料の限度額とする。

第12条～第53条 (略)

別表

名称	位置
恵央団地	恵庭市恵央町9番1、 <u>恵央町12番5</u> 、 <u>恵央町15番1</u> 、 <u>恵央町16番1</u> 、 <u>恵央町16番4</u> 、恵央町17番、恵央町18番、 <u>26番5</u> 、 <u>26番6</u>
(略)	

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の6第2項の改正は、令和7年4月1日から施行する。

